

乳幼児おむつ用ごみ袋の申請はお済みですか？

少子化対策として経済的負担の軽減を図るために、紙おむつ排出用の指定有料ごみ袋を支給しています。

令和5年度分は、令和6年3月31日までに申請をお願いします。

対象 令和2年4月以降に生まれたお子さんで、令和5年度分を未受給のかた

支給 1人につき可燃ごみ袋5枚／月
(年間60枚まで)

持ち物 紙おむつ用ごみ袋支給カード(ピンク色)

申込み 健康こども課(⑤番窓口)
☎62-1288

「コバトンベビーギフト」をお贈りします

「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の気持ちをこめて、埼玉県と皆野町から「コバトンベビーギフト」をお贈りしています。

対象

町在住の、令和5年4月1日以降に生まれたお子さんがいる世帯

内容

1万円相当のギフト(赤ちゃん用品、食品など)

申請期限

お子さんの1歳の誕生日の前日まで

申請方法

出生届提出時に下記窓口で配付するチラシのQRコードから申請



詳細はこちら

問合せ 健康こども課(⑤番窓口)
☎62-1288

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して、7万円の現金を支給します。

前回3万円の給付金を受給し、かつ、世帯構成に変更がない非課税世帯については、1月29日(月)に振込みましたのでご確認ください。

支給対象となる世帯

(1)住民税非課税世帯

令和5年12月1日(金)時点で町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。必要事項を記入し3月15日(金)までに町にご返送ください。

なお、令和5年1月2日(月)以降に町に転入したかたがいる世帯で、課税状況を町で確認できない場合は、そのほかの世帯全員が非課税であっても「確認書」は送付されません。この場合、給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

(2)家計急変世帯 ※要申請

令和5年1月から12月までの間で、予期せず収入が減少し、令和5年度住民税均等割が課税されている世帯全員のそれぞれの年収額が、住民税均等割非課税世帯水準に相当する額以下となる世帯。

※住民税非課税相当・・・世帯全員のそれぞれの年収額(令和5年1月～12月)が住民税均等割非課税水準以下であること。

給与の目安(例)

単身の場合	93万円以下
2人世帯の場合	137万8千円以下
3人世帯の場合	168万円以下
4人世帯の場合	209万7千円以下

※申請書は下記窓口または町ホームページで取得できます。

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233